## 〇関係法令

### 火薬類取締法

#### 第25条(消費)

火薬類を爆発させ、又は燃焼させようとする者 者を除く。以下「消費者」という。)は、都道府県知事の許可を受けなければならない。但し、理化学上の実験、鳥獣の捕獲若しくは駆除、射的練習、信号、観賞その他経済産業省令で定めるものの用に供するため経済産業省令で定める数量以下の火薬類を消費する場合、法令に基きその事務又は事業のために火薬類を消費する場合及び非常災害に際し緊急の措置をとるため必要な火薬類を消費する場合は、この限りでない。

4 前各項に定めるもののほか、消費に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

### 火薬類取締法施行規則

#### 第53条 第16号

**発破**に際しては、あらかじめ定めた危険区域への通路に<u>見張人を配置</u>し、その内部に<u>関係人のほかは立ち入らないような措置</u>を講じ、付近の者に発破する旨を警告し、<u>危険がないことを確認した後</u>でなければ点火しないこと。

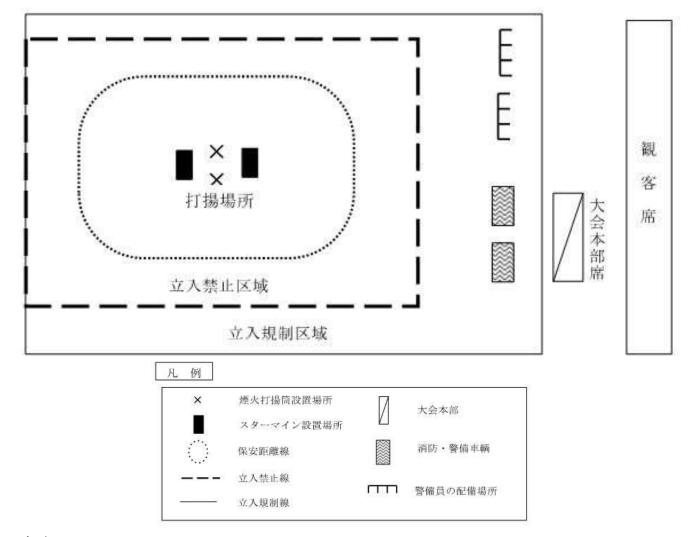
#### 第56条の4第4項第十号

十 <u>煙火の消費</u>に際しては、あらかじめ定めた危険区域内に<u>関係人のほかは立ち入らないような措置</u>を講じ、 **危険がないことを確認した後**でなければ点火しないこと。

## 〇火薬類(煙火)消費許可申請の手引の例

## ①東京都(令和2年3月)

<立入禁止区域及び立入規制区域の設定事例>

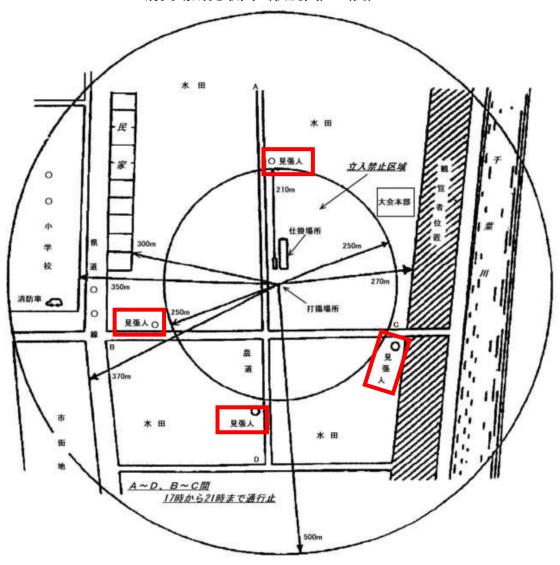


### 「1 主催者の心得

立入禁止区域には、**煙火打揚従事者以外**の者が立ち入ることのないよう**警備体制を確保**してください。」

# 〇火薬類(煙火)消費許可申請の手引の例

②千葉県(令和2年4月) < 消費場所見取図(状況図) (例) >



### 「2. 煙火消費許可申請書の作成

作成上の留意事項 消費場所の見取図(状況図):(略)**見張り人**や大会本部の位置**などを明確に記入**」